

通 知 書

平成 23 年 9 月 8 日

東京都千代田区神田司町

2 丁目 1 6 - 7 第二小林ビルニ階

仏壇公正取引協議会準備委員会

代表 小堀 賢一 殿

大阪府中央区上汐 2 丁目 1 - 5

泉屋株式会社

代表取締役 泉 修一



拝啓 貴会におかれましては、益々御盛祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（以下「本件規約等」と言います。）につきまして、現在認定手続が進められておりますが、当社は、仏壇公正取引協議会準備委員会の会員として、以下のとおり通知致します。

1. 表示公正競争規約の意義

表示公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「不当表示防止法」と言います。）は、周知のとおり、「事業者間の公正な競争を確保するため」に策定され

るものであり（不当表示防止法 11 条 1 項）、その認定を受けるためには、「事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること」、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれのないこと」、「不当に差別的でないこと」等に適合しなければならぬとされています。（不当表示防止法 11 条 2 項）。

しかしながら、その後の消費者庁との協議、要請等を受けての修正案では、これら諸点に適合するとは到底理解できません。以下、詳述致します。

2. 調査が著しく不十分であること（本件規約別表第 4 及び同第 6 について）

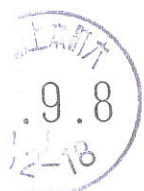
本件規約の申請案策定にあたっては、仏壇公正取引協議会準備委員会における発起人会（以下「発起人会」と言います。）において、幾度の協議を経てきました。発起人会の協議においては、既に経済産業省における「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ」（以下「研究会」と言います。）において検討が重ねられていたこともあり、経済産業省主導の下進められてきたものであります。

そして、国産表示の基準を検討するにあたっては、いわゆる 51 パーセントルール

を巡って議論がなされていたところであり
ますが、本来、仏壇の型式・様式は生産地
により多種多様（金仏壇では14生産地、
唐木仏壇では6産地）であり、その製造工
程・原価構成等も複雑多岐にわたり、正確
な原価構成を把握するためには、多くの生
産地業者に対する調査を実施することが当
然の前提として必要となります。しかしな
がら、この点につきましては、具体的な調
査が実施されることなく、1社のみの調査
資料を基準として申請案が作成されること
となりました。この点につきましては、平
成23年5月26日に実施された第4回発
起人会において、経済産業省の吉田参事官
が、「原価構成の計算は、特定の1社に御協
力いただき、普及品で原価計算した」と述
べていることから明らかなです。

発起人会では、以上のような調査状況を
踏まえ、詳細なガイドラインにて決定する
ことを前提として、申請案にて申請するこ
とにつき合意が得られました（第4回発起
人会議事録）。

しかしながら、今般、消費者庁の指摘を
受けて作成したとされる本件規約別表第4
及び同6に関する修正案「2011081
4消費者庁指摘後－1」と題するファイル



にて、平成23年8月19日付で、貴会発
起人代表小堀賢一氏より、発起人らに対し
て電子メールで送付された案（以下「修正
案」と言います。）においては、このような
発起人会の議論を全く無視した修正がなさ
れています。修正案記載のとおり、工程の
比重を重視した修正案を作成するのであれ
ば、当然ながら前記した多種多様な生産地
全てについて、製造工程や原価構成等につ
いて調査の上検討することが不可欠であり、
重視すべき工程についても、全ての生産地
について適用できる内容でなければ、特定
の業者や生産地について結果として優遇的
に適用される可能性が極めて強いものとな
ります。

従って、発起人会代表小堀様より、発起
人らに対して送付されてきました修正案に
ついては、前提とされる事実関係の調査が
著しく不十分であり、「事業者間の公正な競
争を確保するために適切なものであること
と」、「一般消費者及び関連事業者の利益を
不当に害するおそれのないこと」、「不当に
差別的でないこと」等に適合しないことは
明らかです（不当表示防止法11条2項）。
修正案の作成にあたっては、発起人会にお
ける議論は勿論、一般仏壇関係者、業者等



の多数意見を十分に考慮した上で作成されるべきであり、今般の修正案については、前記調査が不十分であり、業界としての多数の関係者の意見が反映されていないことは明らかです。

3. 修正案作成過程について

修正案作成過程につきましましては、申請案の作成過程と異なり、開かれた場所での検討、協議が一切なされていません。消費者庁の指摘につきましましては、平成23年8月19日付電子メールにて、貴会発起人代表小堀賢一氏から発起人らに対して、「20110814仏壇の原産国について（0811消費者庁指摘後）」と題するファイルが送付されてきましたが、そこでは、抽象的に消費者庁から指摘された事項、及びこれに対する貴会の対応が記載されているに止まり、消費者庁のどの担当者から、いつ、どこで、どのような経緯で指摘を受け、それが口頭なのか書面的のかも含め、何ら具体的な資料も提供されないまま、また、それについて誰がどのような経緯で対応したのかも何ら不明です。そして、そのようないつどこで、誰がどのようにして検討したのかについても明らかにされないまま、一方的に修正案が送付されてきています。

特に、修正案にて修正された箇所が、これまでの議論の中心とされ、仏壇に係る事業者の最大の関心事でもあり、発起人会においても議論の中心であった国産表示の基準についてであることからすれば、このような方法にて修正することは、仏壇業界全体からの意見が反映されたものとは到底認められることができない、極めて不公正な方法であることは明らかです。また、貴会（執行部）において、準備会会員に対する説明責任も、何ら果たされていないことも明らかです。

このような本件規約の最も重要な事項について修正するためには、準備会会員に対して、具体的な資料が送付されると共に、十分かつ詳細な情報提供がなされ、多くの意見を反映させることが必要不可欠であり、そのような過程を経ることなく修正案が作成されることは、前記した各生産地に対する調査、議論が不十分であるなか、結果的に、「事業者間の公正な競争を確保するため適切なものであること」、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれのないこと」、「不当に差別的でないこと」等に適合しないことに至ることは明らかです（不当表示防止法 11 条 2 項）



12-18

4 . 以 上 の と お り 、 修 正 案 に つ い て は 、 本 件
規 約 策 定 に 至 っ た 原 点 、 基 本 に 立 ち 返 っ て 、
真 の 消 費 者 保 護 を 実 現 し 、 か つ 、 業 者 間 に
お け る 公 正 な 競 争 の 確 保 を 図 る べ く 、 仏 壇
業 界 全 体 で 、 再 度 詳 細 な 調 査 、 意 見 聴 取 を
行 い 、 そ れ ら 関 係 者 の 多 数 の 意 見 が 反 映 さ
れ る べ く 議 論 が な さ れ る べ き こ と は 明 ら か
で す 。 前 記 の と お り 著 し く 不 十 分 な 調 査 、
検 討 、 議 論 し か な さ れ て い な い な か で の 今
般 の 修 正 案 は 、 そ の 内 容 の 公 正 性 に つ い て
何 ら 検 証 が な さ れ て い な い も の と 言 わ ざ る
を 得 ず 、 こ の よ う な 状 況 で 作 成 さ れ た 修 正
案 の 下 で は 、 本 来 検 討 さ れ る べ き 消 費 者 保
護 、 業 者 間 の 公 正 な 競 争 を 損 な う 結 果 に 至
る こ と も 明 ら か で す 。

5 . 以 上 の と お り 通 知 致 し ま す の で 、 御 回 答
頂 き ま す よ う 御 願 い 致 し ま す 。

敬 具

この郵便物は平成 23 年 9 月 8 日
第 110-08-27748-6 号書留内容証明
郵便物として差し出されたことを証明します。
郵便事業株式会社

郵便認証司

23年 9月 8日

